

国際統合リハビリテーション協会は、統合リハビリテーションおよび関連する分野の研究を公表し、国民全体の健康に寄与するために、学術誌「統合リハビリテーション」の出版活動を推進してきた。今後とも、この活動が適切に行われるためには、査読をする者が倫理的な基準を満たさなければならない。

この規定は、学術誌「統合リハビリテーション」に掲載される論文をより一層協会内外から信頼されるものとするを目的とする。

1 査読委員会の設置

国際統合リハビリテーション協会は、学術誌「統合リハビリテーション」の投稿原稿を審査するために、編集委員会の下に査読委員会を置く。査読委員会は、委員長と6名を上限とする委員によって構成する。査読委員長は、編集委員長が理事会の議を経て指名する。その他の委員は、査読委員長が推薦し、それに基づき、会員の中から理事会が任命する。査読委員会委員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

2 論文等の査読者の選定

編集委員にて査読者を選定し、査読は、査読者に委嘱して実施する。

3 査読者の役割の自覚

査読者は、論文掲載の可否を判断する役割があり、その責任の重大さを自覚し査読を行わなければならない。

4 守秘義務

査読者は、査読を依頼された事実、論文等の内容を掲載前に外部に漏らしてはならない。

5 利害関係による査読の辞退

査読者が著者や当該論文等との個人的な利害関係がある場合には、速やかに査読を辞退しなければならない。

6 査読期間の遵守

査読者は、やむを得ない理由がある場合を除き、査読を依頼された日から、2週間以内に、査読結果を編集委員に報告しなければならない。

7 査読の客観性の確保

査読は、統合リハビリテーションへの有益性の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない。

8 著者への配慮

査読結果の記述は、著者が理解できる文章表現を使用し、また、著者の人格や独創性等に敬意を払い、それらへの軽視と受け取られるような記述を行うべきではない。

本規定は、2018年8月31日より試行する。

以上